

## 三輪・四輪以上の軽自動車の税率

最初の新規検査年月（初度検査年月）によって、税率が変わります。検査年月は、自動車検査証に記載してあります。

※平成15年10月14日以前の車両の場合は、検査年のみの記載で検査月が記載されていません。その場合は、その年の12月を検査年月とします。



■平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両（現在すでに所有している車両を含む）

⇒平成27年度…①の税率〔現行税率〕

⇒平成28年度から…③または⑤の税率〔③現行税率または⑤重課税率〕



⑤重課税率の対象となるのは、最初の新規検査から13年を経過した車両で、その翌年度課税分からの適用となります（平成28年度課税分から）。

■平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両

⇒平成27年度…最初の新規検査日が平成27年4月1日の車両のみ。②の税率〔新税率〕

⇒平成28年度から…④の税率〔新税率〕



最初の新規検査日が平成27年4月1日の車両は、平成27年度から課税対象となり、平成27年4月2日以降の車両は、平成28年度から課税対象となります。

車種区分	平成26年度	平成27年度		平成28年度から		
		①	②	③	④	⑤※1
	[現行税率]	[新税率]	[現行税率]	[新税率]	[重課税率]※2	
三輪(660cc以下)	3,100円	平成26年度と同じ	平成26年度と同じ	3,900円	4,600円	
四輪以上(660cc以下)	乗用 家用			7,200円	10,800円	12,900円
	乗用 営業用			5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用 家用			4,000円	5,000円	6,000円
	貨物用 営業用			3,000円	3,800円	4,500円

※1…平成28年度以降の⑤〔重課税率〕対象車両は下表のとおりです。

最初の新規検査年月	重課となる年度
～平成14年12月	平成28年度から
平成15年1月～平成16年3月	平成29年度から
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度から
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度から

※2…動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車、被けん引車を除く。

問 本庁・課税課

# 軽自動車税の税率が改正されます

地方税法の一部改正により、平成27年度から原動機付自転車や軽自動車、二輪小型自動車の税率が引き上げになります。

ただし、三輪・四輪以上の軽自動車は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用されます。また、グリーン化をすすめる観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車は、平成28年度から約20%の重課になります。

## 原動機付自転車・軽二輪車・二輪小型自動車の税率

車種区分	税率（年税額）		
	平成26年度まで	平成27年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc～90cc以下	1,200円	
	90cc～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪車（125cc超～250cc以下）	2,400円	3,600円	
二輪小型自動車（250cc超）	4,000円	6,000円	

## 乗用田植機やコンバインは課税免除になります

小型特殊自動車のうち、乗用田植機やコンバインは、平成27年度から課税免除になります。それ以外の小型特殊自動車の税率は、平成26年度までの税率を据え置きます。

※課税免除の手続きは不要です。また、廃棄などしない限り、ナンバープレートの返却は必要ありません。



## ■小型特殊自動車の税率

車種区分	税率（年税額）		
	平成26年度まで	平成27年度から	
小型特殊自動車	農耕用	トラクタ・スピードスプレイヤなど	1,600円
		乗用田植機	課税免除
	コンバイン		
その他	フォークリフトなど	4,700円	4,700円